

工事特記仕様書

- この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という)によらなければならぬ。

2. 設計図書の照査

- 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。

3. 施工計画書

- 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。

- 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
- 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
- 施工計画書は契約後速やかに監督員へ提出しなければならない。

- 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従つて工事を施工すること。

- 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。

- 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

4. 工程表

- 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかハーチャートとする。

- 完成検査、出来高検査、中間検査、段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。

- 週間工程表を提出すること(監督員の指示による)。

5. 排水処理

5-1 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を受注者の責任において講じなければならない。

5-2 排水計画については、処理方法、排水経路を施工計画書に明示し、事前に監督員の承諾を得るものとし、地元自治会とも充分協議をすること

6. 現場管理一般

6-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めるまでもなく、受注者にて自発的な措置を図り、責任をもつて事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車両の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

6-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は工事着工前は勿論のこと工事中においても、必要に応じて工事内容等を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るために必要な対策を講じること。
- (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分強調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。
- (3) 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。

6-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- (2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。

7. 損害補償

7-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。

7-2 工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、受注者で事前に調査を行うこと。

7-3 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。

8. 竣工時の提出書類

8-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。

8-2 工事写真については、基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。

9. 検査

9-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。

9-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

10. 環境対策

10-1 各種受注作業を実施されるにあたっては、電気、水、軽油類の節約など省エネ、省資源に努めること。

10-2 公共土木工事などの受注作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。

10-3 ナックホウ・振動ローラ等の重機械類については、排出ガス対策型のものを使用すること。

10-4 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を施工計画に明記し、整えること。

10-5 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。

10-6 汎用性の高い製品(県型側溝・歩車道境界ブロック等)は、リサイクル製品(三重県の認定品に限る)を使用すること。

10-7 廃棄物については、分別ボックスや場所を設けるなどして適切に分別・整理し、適切に処理すること。

11. 舗装の切断作業時に発生する濁水の処理

- 11-1 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。
- 11-2 受注者は、濁水が搬出される工事にあたつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。
- 11-3 濁水の処理に關し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
- 11-4 受注者は、濁水の処分に關し、処理状況（収集・運搬・処分）を明確に把握できる写真管理を行うこと。
- 11-5 受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されないとを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。
12. その他
- 12-1 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。
- 12-2 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出すること。
- 12-3 受注者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更是認めない。
- 12-4 毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、毎月25日を基準日として監督員に提出しなければならない。
- 12-5「亀山市公共建築物等木材利用方針（平成23年4月1日）」第5の1に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。
- 12-6 地域のゴミ集積所の位置を確認し、収集作業に配慮すること。
- 12-7 石綿管処理が必要となつた場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。
- 12-8 1日の作業時間が午後5時を越えると予想される場合は、午後4時までに監督員にその旨を連絡すること。

また、作業が終了次第、監督員に作業終了確認の連絡をすること。

12-9 農地を一時的に作業ヤード、現場事務所、資材置場、又は仮駐車場として利用する場合は、農地の一時転用など適切な対応を行うこと。

12-10 As,Co 塊、土砂等の処理に伴う運搬業務について、下請を行う場合、部分下請負通知書に記載すること。また廃材運搬の処理委託契約を締結し、監督員が求めめる必要書類を速やかに監督員へ提出すること。

12-11 設計図書の変更(共仕第1編1-1-17)において、設計図書の訂正又は変更は発注者が自ら行うものと規定されているが、設計変更の一層の円滑化を図る観点から下記のとおり当該工事にて試行的に運用を行う。

(1) 受注者による設計図書の変更対応について

1)請負者は工事の施工に際し、契約書第18条に基づき工事の施工条件が設計図書と不整合が生じた場合(現地不一致、沿道地域からの変更要望等)は監督員に必要資料を添えて確認を求めるものであるが、その対応策等について監督員は受注者に検討することを協議・指示できるものとする。また、上記以外の事項についても受注者にて検討することを協議できるものとする。なお、請負者が上記検討を実施する場合の費用については、契約変更の対象とする。

2)契約書第19条に基づき発注者が設計図書を変更する場合、設計図書作成に必要な資料(図面・数量計算書等)の作成について監督員は受注者に作成を協議・指示できるものとする。なお、受注者が上記資料を作成する場合の費用について、契約変更の対象とする。

(2) 上記(1)に伴い、当該工事においては次のとおり費用を計上するものとする。

図面等の種類	単位	数 量		
		係数(a)	係数(b)	係数(c)
平面図	枚			
縦断図	枚			
平面及び縦断図	枚			
横断図	枚			
標準横断図	枚			
一般構造物図	枚			
小構造物図	枚			
各種工法図・展開図	枚			
数量計算書	枚			
設計計算書	枚			

用語の定義は次のとおりとする。

係数(a)…修正程度小(50%程度未満)のもの
 係数(b)…修正程度大(50%程度以上)のもの
 係数(c)…新規図面とする場合

なお図面タイトル、誤字修正、変更にて削除する図面、その他微少修正は費用の対象とはしない。

また、本来見え消し修正可能なものを新規図面とする場合、係数(a)又は(b)を適用するものとする。

(3) 作成した資料(図面・数量計算書等)は電子データにて監督員に提出するものとする。

(4) 試行的に運用を行うため、当市の行う調査(アンケート等)について、協力をを行うこと。

12-12 工期内に完成検査を実施することを原則とする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (今福下白木線道路改良工事)	<input checked="" type="checkbox"/> 調整項目（□ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 □ その他（他工事残土の流用）□ 別途協議） <input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名（全工種） 施工方法（ <input checked="" type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ <input type="checkbox"/> 占用物件名（□ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他（ <input checked="" type="checkbox"/> 発注者指定方式 本工事は、契約締結日から令和 年 月 日とする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、余裕期間を含んだ期間を指す。 <input type="checkbox"/> 任意着手方式 本工事は、契約日から令和 年 月 日【着手日前日】までの間に余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に余裕期間内に通知するこどとし、本工事の着手日はその日とする。 ただし、一度通知した着手日を変更することには認めない。また、休日（三重県の休日を定める条例第1条の休日）を着手日に設定すること、及び設定した着手日により工期未だ休日となる設定は認めない。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 反対ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（□ 別添図等 □ 令和 年 ~No. 月頃 □ 別途協議） <input type="checkbox"/> 完工目込み時期（□ 令和 年 ~No. 月頃 □ 别途協議） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード（□ 官有地 □ 民有地 □ その他（ <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ）
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目（□ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ <input type="checkbox"/> 施工時期（ <input type="checkbox"/> 調査項目（□ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 □ その他（ <input type="checkbox"/> 調査方法（□ 別途資料 □ その他（ <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	□ 交通安全施設等の指定あり	明示事項	条件及び内容
安全対策関係			<p>□ 交通安全施設等の配置 (□ 別添図等) □ その他 () □ 別途協議)</p> <p>□ 交通誘導警備員の配置 (□ 別添図等) □ その他 (基本的にはAを1人配置し、通行止時はAを含め2人配置とする。)</p> <p>□ 指定路線以外</p> <p>□ 交通誘導警備員の配置人員数</p> <p>□ 概算人數による算出</p> <p>① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。</p> <p>（注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。）</p> <p>人 A : 人 B :</p> <p>② 受注者は、工事着手前に配置計画等(配置人員、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、配置計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用いて算出すること。また、実績人數の確認方法についても合わせて協議を行うこと。</p> <p>③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人數が確認できる資料を提出すること。</p> <p>□ 積上げによる算出</p> <p>配置人員数 (人) (うち交通誘導警備員A (人))</p> <p>（注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。）</p> <p>□ 交通誘導警備員の配置時間 ()</p> <p>□ 交通誘導警備員の配置期間 ()</p> <p>□ 交通誘導警備員配置の対象工種 ()</p> <p>□ 既存施設あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近接公共施設 (□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他 ()) ・近接施設 (□ 摟壁 ()) □ ブロック塀 □ 家屋 □ その他 ()) <p>・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。</p> <p>□ 工法制限あり</p> <p>□ 工法制限を受ける工種 ()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限内容 () <p>□ 安全防護施設等の配置 (□ 別添図等) □ その他 () □ 別途協議)</p> <p>□ 保安要員の配置 (□ 別添図等) □ その他 () □ 別途協議)</p> <p>□ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。</p> <p>□ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。</p> <p>□ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。</p> <p>□ その他 ()</p> <p>□ その他 ()</p> <p>□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり</p> <p>□ 現場での安全確保（自主施工の原則）</p> <p>□ 事故連報の提出</p> <p>□ その他 ()</p> <p>□ 一般道路（輸入路）の使用制限あり</p> <p>□ 反対設道路の設置条件あり</p> <p>□ 安全施設</p> <p>□ その他 ()</p> <p>□ その他 ()</p> <p>□ 経路及び使用期間の制限内容 (□ 別添図等) □ その他 () □ 別途協議)</p> <p>□ 使用中及び使用後の措置 (□ 別添図等) □ その他 () □ 別途協議)</p> <p>□ 用地及び構造 (□ 別添図等) □ その他 () □ 別途協議)</p> <p>□ 安全施設 (□ 別添図等) □ その他 () □ 別途協議)</p>
工事用道路関係			<p>□ 一般道路（輸入路）の使用制限あり</p> <p>□ 反対設道路の設置条件あり</p> <p>□ 安全施設</p> <p>□ その他 ()</p> <p>□ その他 ()</p> <p>□ 経路及び使用期間の制限内容 (□ 別添図等) □ その他 () □ 別途協議)</p> <p>□ 使用中及び使用後の措置 (□ 別添図等) □ その他 () □ 别途協議)</p> <p>□ 用地及び構造 (□ 別添図等) □ その他 () □ 別途協議)</p> <p>□ 安全施設 (□ 別添図等) □ その他 () □ 別途協議)</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	明示条件あり	反設備の設置条件あり	条件及び その他の ()	内 容
仮設備関係			<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 <input type="checkbox"/> 転用あり (回) <input type="checkbox"/> 兼用あり () <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議	
			<input checked="" type="checkbox"/> 水替工 (締切排水工)		<p>施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり <input type="checkbox"/> 水替工 (締切排水工) の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数：日 受注者は、工事着手前に計画工程表等 (対象工種、期間等) を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。 ② 工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。 なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用いて算出すること。 また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工 (締切排水工) 完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。</p>
			<input type="checkbox"/> 反設物の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 <input type="checkbox"/> 施工方法 ()	<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議
建設発生土・産業廃棄物関係	建設発生土受入地の指定あり		<input type="checkbox"/> 受入地の条件 () <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 運搬距離 (L = km) <input type="checkbox"/> 別途協議	
			<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 暫定運搬距離 L = 8 km <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ()	
			<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 <input type="checkbox"/> 再生処分場 () <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 最終処分場 () <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> 別途協議
			<input type="checkbox"/> 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目 () に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件 ()		
			<input type="checkbox"/> 鋼装切断時の排水処理 <input type="checkbox"/> アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(泥水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとします。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。適正に処理するとは、「廃棄物処理に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のため必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。		
			<input type="checkbox"/> 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> その他 ()		

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件	及	び	内	容
工事支障物件	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年月頃 ）				
乗渡注入関係	<input type="checkbox"/> 乗渡注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ）	<input type="checkbox"/> 工法区分（ ） <input type="checkbox"/> 注入量（ ） <input type="checkbox"/> 材料関係（ ）	<input type="checkbox"/> 材料種類（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		施工範囲（ ）
再生材使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六面クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について <input type="checkbox"/> 認定製品の使用について	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材料に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input checked="" type="checkbox"/> 再生コングリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を販売する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。（認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> サンドクッシュョン材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議			
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 期間（ ） <input type="checkbox"/> 保管場所（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	適用条件	適用条件	明示事項	条件及び内容
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件			<p>□ 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和3年4月一部改正））</p> <p>□ 三重県公共工事共通仕様書1-1-1-2 第22項中「電子メールなどの署名または押印が不要な手段により」とあるのは「電子メールなどにより」と、第26項「書面とは、手書き、印刷物等による工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成された、指示、承諾、協議、提出、報告、書類をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承認がなされ、工事帳票を有効とする。」とあるのは「書面とは、「書面」とは「電子メールなどを用いて作成されたものと有効とする。」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: right;">※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。</p> <p>□ 「土木構造物設計マニュアル（案）</p> <p>□ 契約後のVE提案における特記仕様書 平成 年 月 日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「受発注者間の協議における回答予定期日を明確にする取組」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。</p> <p>□ 支援技術者</p> <p>1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示一（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体側点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に關し説明を求められた場合は、説明に応じなければならぬ。ただし、支援技術者は工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承認、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。</p> <p>2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があつたものとなる。</p> <p>3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。</p> <p>4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者：</p> <p>□ 電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和3年4月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ ダンプトラックによる過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者指定型）」を適用 令和3年4月1日を適用</p> <p>□ 「月2回土日完全週休2日制試行工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和3年4月1日を適用</p> <p>□ 「三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「快適トイレ設置工事」に係る特記仕様書 令和2年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書〔令和2年7月改定版〕」を適用</p> <p>□ 「三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「概算数量発注方式（詳細設計未実施の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>・工事資料</p> <p>・工事実施計画書</p> <p>・概算数量発注方式（詳細設計実施済の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>・工事資料</p> <p>□ 「ICT活用工事追加特記仕様書（土工）【受注者指定型】」 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>・指定する施工プロセス ①3次元起工測量（指定） ②3次元設計データ作成（指定） ③ICT建設機械による施工（指定）</p> <p>④3次元出来形管理等の施工管理（ ） ⑤3次元データの納品（ ）</p> <p>・ICT建設機械の施工 □ 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ □ 3次元MCまたは3次元MGバックホウ</p> <p>「ICT活用工事追加特記仕様書（土工）【受注者希望型】」 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>「ICT活用工事追加特記仕様書（土工）【受注者希望型】」 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>「防振ゴム等の製造・製造時検査に係る不正に関する追加特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>その他（ ）</p>

(注) 上記受託義務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件	件及び内容
監督の区分 （共通仕様書 第3編3-1-1-6 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)）	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。) <input type="checkbox"/> 重点監督	<input type="checkbox"/> 重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ ※これ以外は、一般監督とする。	
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施工一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があつた場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。） <input type="checkbox"/> 本件工事で提出部数点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。	
電子納品	<input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものにはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 電子媒体の提出部数は、（□2部 □（　　）部）とする。	
地質調査の電子成果品等	<input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり	<input type="checkbox"/> 檢定料金の計上（□A検定 □B検定） <input type="checkbox"/> (注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)	
産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されないため、受注者が課税対象となつた場合には完成年度の翌年度の4月1日から31日までの間に別に定める様式にて支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物税相当物納税證明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。	
コリinz作成・登録	<input type="checkbox"/> コリinz（CORINS）の作成・登録	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリinz（CORINS）の作成・登録を行うこと。	
建設副産物・建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムのデータ更新を行うこと。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。	
下請企業次数制限	<input type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 <input type="checkbox"/> 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。	
県内企業使用	<input type="checkbox"/> 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用 <input type="checkbox"/> 管内企業優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する管内企業を優先して選定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。	
県内産製品優先使用	<input type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 <input type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入すること。	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	件及び内容
不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（三重県公工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けるとともに、搜査上必要な協力を拒否するとともに、不當介入があつた時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、搜査上必要な協力をを行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、搜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不當介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 工事実態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査を満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を満たすに協力すること。
社会保険等未加入対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。 また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
特例監理技術者の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 特例監理技術者の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行いう場合本工事は、追加特記仕様書〔特例監理技術者等の配置〕に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法(※)
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法12条関係）少なくとも以下の事項について説明する。
- ・解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
 - ・新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
 - ・工事着手の時期及び工程の概要
 - ・分別解体等の計画
 - ・解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表3-1、3-2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について
契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。
- （1）解体工事に要する費用
 - （2）再資源化等に要する費用
 - （3）分別解体の方法
 - （4）再資源化等をする施設の名称及び所在地

工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘査しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

＜共通仮設費＞

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

<現場管理費>

●現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

●現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

●遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。

(6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本県と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。